

## 南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成29年2月27日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

### 記

- 1 監査の種類 定期監査（1月実施分）
- 2 監査の対象 市民課、生活環境課、健康づくり課、高松ホーム
- 3 監査の範囲 平成28年4月から平成28年11月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査  
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成29年1月30日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、以下の内容については、指導事項とする。  
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指導事項》

保健センター使用料が前納されていないもの

南相馬市小高保健福祉センター条例第8条において、施設を利用する者は使用料を前納しなければならないことが定められているが、小高保健福祉センターの使用料については後納となっているものがあつた。

施設を利用させる際は、使用料が前納となっているかどうか確認をする必要がある。料金の納付を金融機関等の窓口としている場合においては、利用者に納付済の領収書を持参してもらうなど確認方法を工夫し、法令に基づいた適正な処理をされたい。

(健康づくり課)